

別表十七の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人の本店等（法第138条第1項第1号（国内源泉所得）に規定する本店等をいいます。以下この記載要領において同じです。）と恒久的施設との間の内部取引（同号に規定する内部取引をいいます。以下この記載要領において同じです。）がある場合において、措置法第66条の4の3第14項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する措置法第66条の4第25項（国外関係者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「外国法人の本店等との間の内部取引の状況等」の各欄は、内部取引（措置法第67条の16第1項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得又は措置法第67条の16の2第1項（令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除きます。以下この記載要領において同じです。）の種類を記載するものとし、当該内部取引の種類別の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「受取」又は「支払」の各欄には、外国法人の当該事業年度において、当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額の内部取引の種類別の総額又は当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に支払うこととされる対価の額とした額の内部取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。この場合において、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。
 - (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4の3第2項に規定する算定の方法のうち、外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額又は当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に支払うこととされる対価の額とした額に係る独立企業間価格（同条第1項に規定する独立企業間価格をいいます。以下この記載要領において同じです。）につき当該外国法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。この場合において、当該独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。
- 3 「事前確認の有無」の欄には、「外国法人の本店等との間の内部取引の状況等」の欄に記載した内部取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての外国法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号（定義）に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認の有無を記載します。